

教職課程における英語学の役割

本 田 隆 裕

1. はじめに

中学校の教員免許状授与のために必要な「教科に関する科目」は、教員免許法施行規則第四条に規定されており、高等学校の教員免許状については同規則第五条に規定されている。また、それぞれの条文において、外国語（英語）の免許状授与のために必要な科目として、中学校・高等学校とも「英語学」、「英米文学」、「英語コミュニケーション」、「異文化理解」の4種類が掲げられている。この「教科に関する科目」については、文部科学省に設置された『英語教育の在り方に関する有識者会議』における「今後の英語教育の改善・充実方策について～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」（平成26年9月）を受けて、東京学芸大学が今後の教職課程のコア・カリキュラム開発に向けた調査研究を行い、その見直し案が示されている。その見直し案は、平成28年2月27日に文部科学省で開催された「『英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業』シンポジウム－英語教育コア・カリキュラムの策定に向けてー」と題したシンポジウム（当日の資料：東京学芸大学（2016））の中で示された。本稿では、このシンポジウムで示された見直し案（試案）を受け、今後、英語学が教職課程の中でどのような役割を果たすべきかということについての一考察を述べる。第2節では、上記シンポジウムの中で示された見直し案を概観し、第3節では筆者が平成28年度教員免許更新講習において受講教員を対象に行ったアンケート結果を示す。第4節では、教職課程における英語学の役割について提案を行う。第5節は結語である。

本 田 隆 裕

2. 中・高等学校 英語担当教員養成のコア・カリキュラム項目（試案）

「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」シンポジウムの中で試案として示されている外国語（英語）の教員免許状授与のために必要な科目は、（1）に示す3つである。

- (1) a. 英語コミュニケーション
b. 英語学
c. 異文化理解・文学 (東京学芸大学 2016: 114-115)

(1 a)については、現行の制度から大きな変化はない。これは現在の英語教育において、コミュニケーションの道具として英語を位置付けてい以上、何ら不思議ではない。一番大きな変化は、(1 c)であると考えられる。今日、英語という言語は、アメリカやイギリスだけの言語ではなく、世界共通語として機能しており、むしろ後者としての役割が大きくなっている。このような背景を踏まえると、アメリカ文学や英文学という枠組みではなく「英語で書かれた」文学を学ぶことに意義があると考えられる。また、現行カリキュラムの異文化理解は多分に文学との共通性が見出されることから、文学と同じ科目に融合されることは妥当であると言える。

一方、(1 b)に示すように英語学という科目名はそのまま維持されている。ただし、英語学の学習項目については以下のように提案されている。

- (2) a. 英語の音声の仕組み
b. 英語教育に関する英文法
c. 英語の歴史的変遷、国際共通語としての英語 (ibid.: 114)

英語学は主に英語の文法に関する研究分野であるが、今回の試案では英語教育と関連付けた内容とすることが強調されている。(3)に示すように、現行の学習指導要領において文法はあくまで「コミュニケーションを

教職課程における英語学の役割

支えるもの」として位置づけられているが、指導者として正しい文法の理解は不可欠であると考えられる。

(3) 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付けて指導すること。

(文部科学省 2008: 45)

そこで本稿では、英語教育において必要な正しい英文法の知識を得る上で、英語学が英語教員養成に貢献できる点を明らかにしたい。

3. 英語学と英語教育の関連性—教員免許更新講習時のアンケートから—

本稿の主張を述べる前に、現の中学校・高等学校教員が教職課程における英語学をどのように認識しているのかという点に触れておきたい。執筆者は平成28年8月2日に講師を務めた教員免許更新講習において、受講者9名に対し教職課程に関するアンケートを行った。その中で、受講者が学部で受講した教科に関する科目のうち、現在の指導で役立っているものを尋ねている（ただし、複数選択可）。その結果、(4)のような回答が得られた。（各項目の右側の数字は、その項目が「役に立っている」と判断した人数を示している。）

- (4) a. 英米文学：11
- b. 英語学：5
- c. 異文化理解：3
- d. 英語コミュニケーション：5
- e. どれも役に立っていない：3

今回の調査はごく少數を対象にしているため十分な調査とは言えないが、それでも英語学を「役に立っている」科目と考える割合は高い傾向にある

本田 隆 裕

と言え、英語学がある程度重要な役割を担っていることがわかる。理想を言えば、全ての科目が現役の教員から「役立っている」と思えるようになればよいのだが、本稿では少なくとも英語学が教員を目指す学生にとって今後も（そして、今後より一層）有益な科目であるために、英語学のどういった内容が実際の英語教育で役立つのか検討したい。

4. 教職課程における英語学の役割

英語学といっても、その研究分野は多岐にわたる。例えば、日本英語学会の研究発表応募規定における研究発表の審査分野は、統語論、音声学・音韻論、形態論・語彙論、意味論、語用論・談話分析、歴史言語学、コーパス研究、語法研究、認知言語学、社会言語学、心理言語学、神経言語学、その他、とされている。¹⁾

本稿では上記分野の中で統語論を中心に扱う研究分野である生成文法が英語教育にどのように貢献できるか、学校文法との対比を通して検討していきたい。

4.1 構造への注目

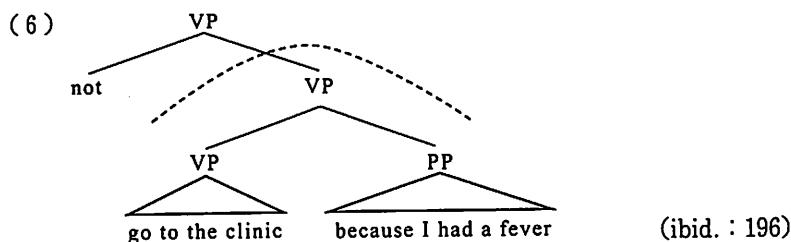
学校文法では、学習すべき文法について記述されているが、なぜそのような文法になっているのかということについては言及されない。これに対し、高見（2012）は、英語を指導する教師は、学校文法（学習英文法）では説明が不十分な内容について、生成文法、認知文法、機能文法等の科学文法の知見を利用しながら、生徒の英語理解をより深める必要があるという主張をしている。高見は、（5）のような例を挙げ、生成文法の分析に基づく文構造が役立つ点を指摘している。

（5） I didn't go to the clinic because I had a fever. （高見 2012 : 195）

高見によれば、（5）の文は、（i）「私は熱だったので、クリニックに

教職課程における英語学の役割

行かなかった」という解釈と、(ii)「私がクリニックに行ったのは、熱があったからではない」という解釈が可能であり曖昧性が見られるが、ほとんどの高校生や大学生はこの曖昧性に気づかないと述べている。高見は生成文法の分析に基づけば、(5) の構造を (6) のように捉えることで、この曖昧性に説明を与えることができると述べている。



(6) に示した構造から、動詞句である *go to the clinic* と *because* 節である *because I had a fever* の両方が否定辞 *not* の作用域に入っていることがわかる。このため上記のような曖昧性が生じることが理解できる。

さらに、高見は (5) を (7) のように書き換えることで上記のような曖昧性は消滅し、(i) の解釈しかできなくなる点にも言及している。

- (7) a. Because I had a fever, I didn't go to the clinic.
b. I didn't go to the clinic since I had a fever. (ibid. : 197)

(7 a) では *because* 節が文頭にあり、否定辞 *not* の作用域に入らないため *because* 節の内容は否定されない。また、(7 b) の *since* 節は主節とは独立しており、構造上、主節の *not* より高い位置に存在しているため、*since* 節も *not* の作用域に入らない。高見は、(6) のような構造を示すことで、これらの現象を明示的でより理解しやすく説明できると主張している。さらに、高見自身は触れていないが、上記の内容を示すことで、*because* 節が主節に後続する場合と先行する場合における解釈の違いや、*because*

本 田 隆 裕

と since の違いも説明することができることも利点であると考えられる。

4. 2 非文法性への注目

学校文法は、学習者が習得を目指す言語の文法を習得しやすく記述したものであり、正しい文（文法的な文）を中心に記述している。一方、生成文法は（8）の例のうち、（8 a）のように非文法的な文に注目している。

- (8) a. *Who did you buy [a book [that *t* wrote]]?
b. きみは誰が書いた本を買ったの。
c. Who is the person such that you bought a book that s/he
wrote? (藤田 2007 : 138)

(8 b) は (8 a) に対応する日本語の文であり、完全に文法的であるが、(8 a) は非文法的であり、(8 b) の内容を英語で伝えるためには (8 c) のような迂回的な表現を用いて表さなければならない。これらの現象は、英語は wh 句が義務的に文頭へ移動しなければならない言語であるのに対して、日本語はそのようになっていないことに起因する。生成文法は (8 a) の非文法性に着目することで、wh 句の移動に関する制約を明らかにしようとしている。このように、文法的な表現だけでなく、非文法的な表現にも着目するという姿勢が学校文法と生成文法の大きな違いの一つであると言える。

このように、非文法性への着目という視点があれば、例えば (9) – (10) のような例に疑問を抱くことができる。

- (9) a. John saw her leave.
b. *She was seen leave.
(10) a. *John saw her to leave.
b. She was seen to leave.

教職課程における英語学の役割

学校文法では上記の例について、*see* のような知覚動詞は原形不定詞を取るが、受動態では *to* 不定詞を伴うといった説明がなされる。実際、学習英文法の参考書として知られる綿貫他（2000）では（11）のような例をあげてこのような説明がされている。

- (11) a. I saw the salesman go into Mrs. Johnson's house.

- b. The salesman was seen to go into Mrs. Johnson's house.

(綿貫他 2000: 504)

正しい文のみを理解する学校文法の視点からはこれ以上の考察は得られないと考えられるが、非文法的な文に着目する生成文法の視点から見れば、(9) – (10) に示した現象には多くの疑問が残る。例えば、(9 a)において原形不定詞節の主語は対格を与えられていることから、この主語は動詞 *see* により格を付与されていると考えられる。しかし、同じように補文の主語に対格を付与する *believe* のような ECM (Exceptional Case Marking) 動詞は、能動文と受動文のどちらにおいても補文として *to* 不定詞節を取る。

- (12) a. John believed her to win.

- b. She was believed to win.

(9 a) が文法的であるならば (9 b) が非文法的である理由が不明であるし、同様に (10 b) が文法的であるならば (10 a) が非文法的な理由が不明である。

生成文法では、これまで Felser (1998), Basilico (2003), Hornstein et al. (2008) などが、(9) – (10) の説明を試みている。ここでは、Hornstein et al. の分析のみ簡単に紹介しておきたい。Hornstein et al. によれば、(9 a) に見られるような原形不定詞節の主要部である時制 T (*ense*) は名詞

本 田 隆 裕

句と同様に格付与子によって格を付与されなければならない。例えば、(13 a, b) に示すように、動詞や前置詞は名詞句に格を付与できるが、(13 c) のように名詞は名詞句に格を付与できない。

- (13) a. They destroyed the city.
- b. the destruction of the city
- c. *the destruction city

生成文法では、(13 c) の表現を文法的にするために、最後の手段 (last resort) として (13 b) のように of が挿入される。この of 挿入により、名詞句 the city は格を付与される。このような of 挿入は最後の手段としての操作であるため、(14) のようにその必要性がない場合に適用されると非文法的となる。

- (14) *They destroyed of the city.

Hornstein et al. によれば、(9 a) において動詞 see は不定詞節の主語と不定詞節の T の両方に格を与えているが、(9 b) のように受動化が起ると、動詞が格を与えられなくなり、不定詞節の主語は主節主語位置に移動することで主格を付与されるが、不定詞節の T は格を付与されない。主節の T が不定詞節の T に格を与えられないのは、両者の間に受動分詞 -en が介在するためである。このため、(9 b) は非文法的となる。そこで、(9 b) を文法的な文にするために最後の手段として、(13 b) の of 挿入のように、to が挿入されたのが (10 b) である。この to 挿入により、不定詞節の T は格を付与される。(14) が非文法的であったように、to 挿入は最後の手段としての操作であるため、不必要に適用された (10 a) は非文法的となる。

上記のように、非文法性に着目することでその背後に隠された仕組みを

教職課程における英語学の役割

明らかにすることも可能である。しかし、非文法性への着目はこのような理論的な問題だけではなく、そもそも英語母語話者は（9）－（10）に示した現象をどう捉えているのかを調査するきっかけも与えてくれる。筆者が実際に（9）－（10）の容認性について英語母語話者に調査したところ、学校文法では文法的として紹介されている（10b）の例について、複数の母語話者から容認しないという回答を得た。つまり、文法書では正しいとされている例であるにもかかわらず、英語母語話者からすると実際には使用されない表現であることが判明した。文法的と記述されている例のみに着目していくことはこのような視点を得ることはできないが、非文法的な例にも着目することで、文法書の記述が必ずしも全ての英語母語話者に当てはまるわけではないという視点を持つことができる。²⁾

このような点からも、生成文法の知識そのものは指導を受ける側の生徒には必要ないかもしれないが、少なくとも指導する側である教員は生成文法の考え方や視点を学んでおく必要があると考えられる。非文法性への着目だけでなく、文法的とされている表現に対しても本当にそれが正しいのか疑ってみる姿勢も、「生きた英語」を指導する上では重要であると考えられる。またこのことが、2節で述べた、英語教育において必要な正しい英文法の知識を得る上で、英語学が貢献できる点に該当する。

5. 結論

本稿では、今後の教職課程において、英語学がどのような点で貢献できるのかということについて考察を述べた。教職課程の見直しで、英語学はこれまで以上に英語教育への貢献が期待されていると考えられる。本稿では、学校文法だけでは見えてこない英語の仕組みを明らかにし、正しい英文法の知識を得るために英語学の研究分野の一つである生成文法がどのように役立つかを検討した。学校文法とは異なり、真の英語の姿を追求しようとする生成文法など英語学分野で取り扱う科学文法は、英語を指導する教員にとって重要である。今後のカリキュラム改正では、このような視点

本 田 隆 裕

を踏まえた上で望ましい教職課程のあり方を探っていく必要があると考えられる。

注

1. 日本英語学会研究発表応募規定 (<http://elsj.jp/meeting-kitei/>)
2. ただし、知覚動詞と同じように原形不定詞節を取る使役動詞 *make* については、(10 b) を容認できないとした話者も (ii b) を容認している。
(i) a. John made her leave.
 b. *She was made leave.
(ii) a. *John made her to leave.
 b. She was made to leave.

従って、Hornstein et al. (2008) の分析は、使役動詞については正しい予測を示すと考えられる。ただし、なぜ同じような補文構造を持つ知覚動詞と使役動詞でこのような違いが生じるのかという問題については今後検討しなければならないと考えられる。

参照文献

- Basilico, David (2003) "The Topic of Small Clauses," *Linguistic Inquiry* 34, 1-35.
Felser, Claudia (1998) "Perception and Control: A Minimalist Analysis of English Direct Perception Complements," *Journal of Linguistics* 34, 351-385.
藤田耕司 (2007) 「変化を伴う由来－生成文法による言語の普遍と多様の解説－」
Viva Origino 35, 136-147.
Hornstein, Norbert, Ana Maria Martins and Jairo Nunes (2008) "Perception and Causative Structures in English and European Portuguese: ϕ -Feature Agreement and the Distribution of Bare and Prepositional Infinitives," *Syntax* 11, 198-222.
文部科学省 (2008) 『中学校学習指導要領解説 外国語編』, 開隆堂出版, 東京.
高見健一 (2012) 「科学文法と学習英文法」, 大津由紀雄 (編) 『学習英文法を見直したい』, 194-205, 研究社, 東京.
東京学芸大学 (2016) 『平成27年度「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研

教職課程における英語学の役割

究事業』シンポジウム英語教育コア・カリキュラムの策定に向けてー』、東京
学芸大学(文部科学省委託事業)。
綿貫陽・宮川幸久・須貝猛敏・高松尚弘(2000)『徹底例解ロイヤル英文法 改訂新
版』、旺文社、東京。